

特許権侵害訴訟の審理(2段階審理)

第1段階 (侵害論)

- 被告製品(方法)の特定, 技術的範囲の属否, 無効の抗弁等の主張及び書証の整理を行う(弁論準備手続期日において行う。)
- 必要に応じて, 技術説明会を実施する。
- 非侵害の心証の場合, この段階で審理を終結する。
- 侵害の心証の場合, 心証を開示した上で, 第2段階(損害論)の審理に進む。
- 和解勧告がされる場合もある。

第2段階 (損害論)

- 損害の算定根拠や損害額の主張を整理し, 証拠の整理を行う。

技術説明会

- 当事者双方の主張内容につき, 技術的事項を中心にプレゼンテーションを行う。
- 専門委員(3名程度)が立会する。
- 専門委員は, 最先端の科学技術など, 各専門分野の第一人者である大学教授や研究者など。
- 当事者双方の技術説明の後に, 専門委員からの技術事項についての説明や, 質疑応答が行われる。

技術的範囲の属否の判断手法

- 特許発明の技術的範囲(特許権の効力が及ぶ範囲)の確定については特許法の規定が存在する。
 - 「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」(特許法70条1項)
 - 「前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」(特許法70条2項)
 - 出願経過等も参酌される。
- ①特許発明の特許請求の範囲を構成要件に分説し、②被告製品(方法)をこれと対比し、③その構成要件を全て充足しているか否かを判断する。
- 文言侵害が認められない場合であっても、均等侵害が認められる場合がある(最判平10・2・24民集52巻1号113頁[ボールスプライン軸受事件判決])。

本件発明と被告方法との対比①

- 本件発明の構成要件の分説と、被告方法との対比は、次のとおりである。

構成要件の分説		被告方法	
A	地図を表示画面に表示するカーナビゲーションシステムの制御方法であって、	a	地図を被告端末の画面に表示する、サーバーと端末から成るカーナビゲーションシステムの制御方法であって、
B	複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段から前記表示データを読み出して前記複数のサービス施設を前記表示画面に表示させるステップと、	b	前記カーナビゲーションシステムが備える被告サーバーに、複数のスポットを示す被告名称データ及び各スポットの存在地点を示す被告地点データからなる被告スポットデータを保持し、被告名称データにより前記複数のスポットを前記画面に表示させることと、
C	前記表示画面に表示された複数のサービス施設のうち1のサービス施設を操作に応じて指定するステップと、	c	前記画面に表示された複数のスポットのうち1のスポットを操作に応じて「メモ地点」として登録する指示を受け付けることと、

本件発明と被告方法との対比②

構成要件の分説		被告方法	
D	指定された1のサービス施設に対応する座標データを前記第1記憶手段から読み出すステップと,	d	登録を指示された1のスポットに対応する被告地点データを被告サーバーから取得し,
E	読み出された座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶させるステップと,	e	前記被告地点データを, 被告メモデータとして被告サーバーに記憶することと,
F	前記表示画面に地図が表示されているとき前記第2記憶手段から座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して前記表示画面に表示させるステップとを含むことを特徴とする	f	前記画面に地図が表示されているとき前記被告サーバーから被告メモデータを読み出してその被告地点データが示す地図上の地点をアイコンにより地図に重畳して前記画面に表示させることとを含む
G	カーナビゲーションシステムの制御方法。	g	カーナビゲーションシステムの制御方法。

SCENE1～第2回口頭弁論期日～

本期日で行われる手続

弁論準備手続の結果陳述

= 争点整理結果の確認

技術説明会

= 当事者双方の主張を要約し、口頭で説明する
最終プレゼンテーション

SCENE1～第2回口頭弁論期日～

弁論準備手続の結果陳述

- 当事者双方:

- 被告方法の構成については争いなし
- 争点

1. 被告方法を実行するシステム
⇒本件発明の「カーナビゲーションシステム」に当たるか
2. 被告サーバー
⇒本件発明の「第1記憶手段」に当たるか
3. 被告方法
⇒本件発明の「第2記憶手段」を備えるか

- 原告:均等侵害は主張しない

- 被告:無効の抗弁は主張しない

1. 本件特許発明の技術的意義 (原告の主張)

従来技術: ユーザーが登録しようとする地点を地図上に表示させる必要があったため、当該地点の位置をユーザーが予め知っておく必要があったとともに、その位置を画面上に表示するために面倒な操作を必要とした(【0003】【0004】)。



本発明の目的(課題): ユーザーが、サービス施設を地図上に表示するための面倒な操作をすることなく、ユーザー登録をすることができるカーナビゲーションシステムの制御方法を提供すること(【0005】)。

1. 本件特許発明の技術的意義 (原告の主張)

本件発明の作用:「複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データが予め第1記憶手段に記憶され、…複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録をする。…ユーザー登録された座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して表示画面に表示させることができる。」(【0007】)

本件発明の効果:「…表示された複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録データとして保存するので、ユーザーはサービス施設の正確な位置を知らずとも、簡単な操作でユーザー登録をすることができる…」(【0020】)。

本件明細書の実施例の記載(【0008】～【0018】): 本件発明を実施する「好適なカーナビゲーションシステム」の「一つの実施例」に過ぎない。

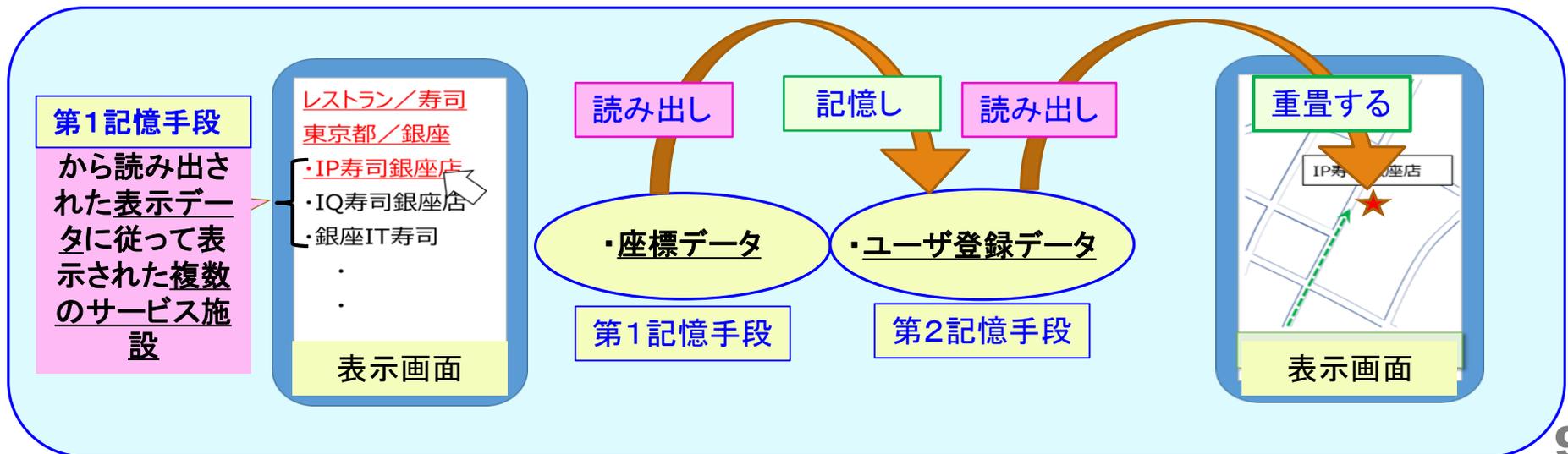
本件特許出願時における技術常識: サーバーに記憶された様々なデータを、無線通信を介して端末の表示画面に表示する技術が既に存在

→本件特許請求の範囲の記載と、本件明細書に記載された発明の課題、作用効果及び実施例の装置構成に係る記載に接した当業者は、サーバーや無線通信を用いた装置構成により本件発明を実施し、発明の課題を解決できることを理解する。

1. 本件特許発明の技術的意義 (原告の主張)

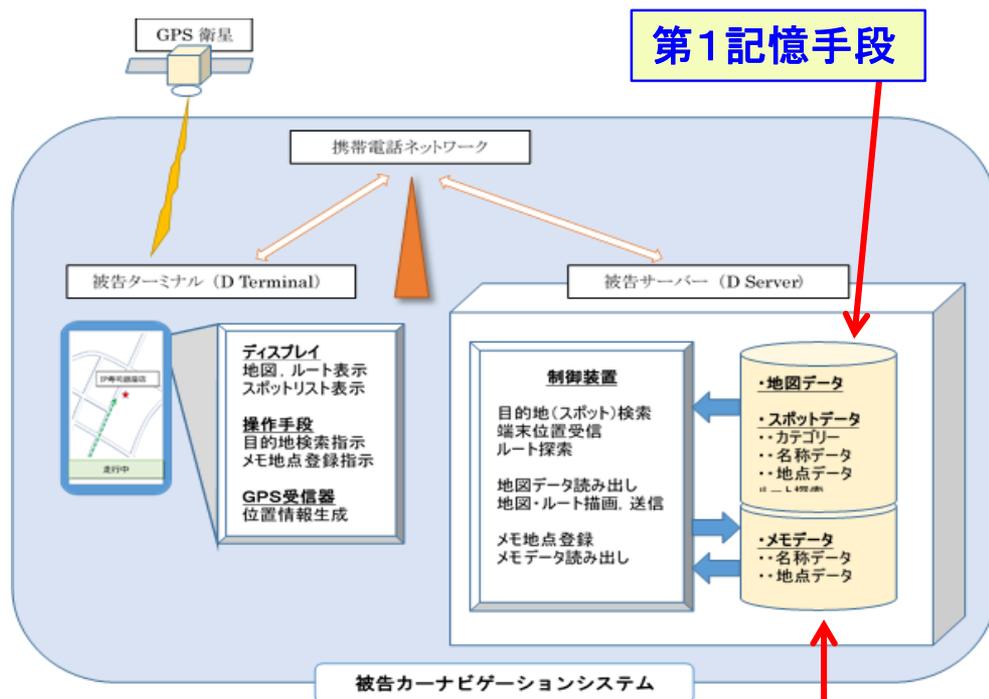
発明の技術的意義:

- ①第1記憶手段から読み出された表示データに従って表示画面に表示された複数のサービス施設の中から、ユーザーによって選択されたサービス施設に関する座標データを第1記憶手段から読み出し(構成要件B,C,D),
- ②該座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶し(構成要件E),
- ③地図を表示画面に表示する時、座標データを第2記憶手段から読み出し、該座標データにより示される位置に所定のパターン(★)を重畳する(構成要件F), という点にある。



2. 構成要件A, Gの充足性 (原告の主張)

- (1) 本件発明の「システム」は、一体の機器として構成されたものに限定されない。本件明細書は、装置構成の全てが車両に搭載される構成を挙げているが、一実施例に過ぎない。
- (2) 被告サーバーと被告端末とが、ネットワークを介して通信を行うことにより、被告サーバーのデータを被告端末に表示させる被告方法も、本件発明の「カーナビゲーションシステム」を充足する。



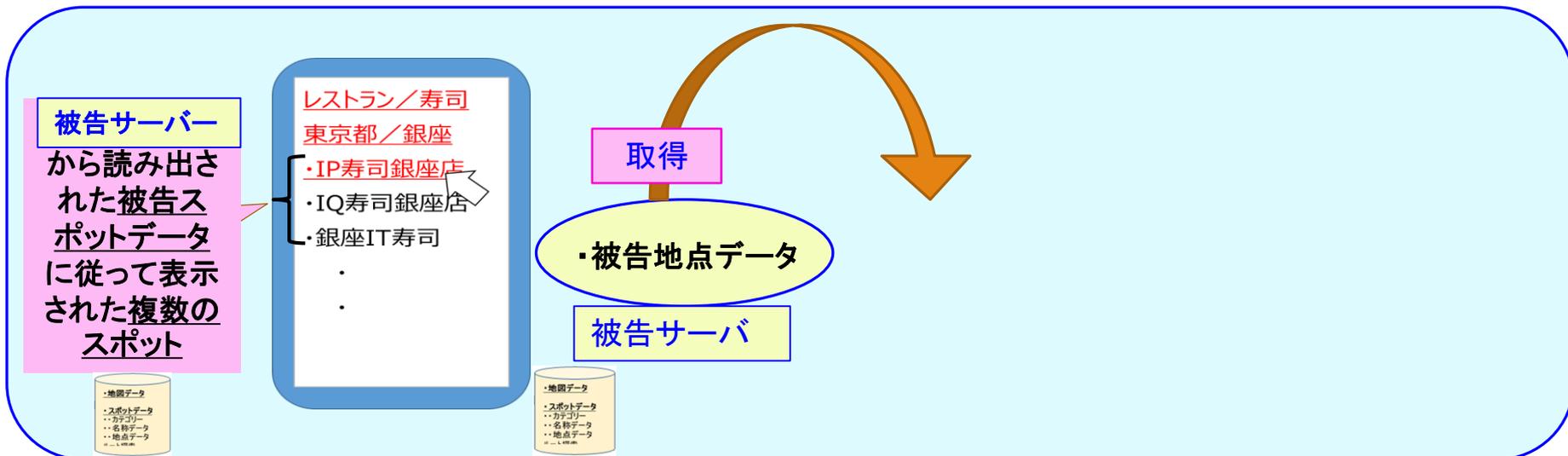
※ 出願経過

本件意見書は、歩行者のためのナビゲーションシステム(引用発明1)との対比において、カーナビゲーションシステムを説明するものに過ぎず、本件発明の技術的範囲を限定するものではない。

被告サーバーが各記憶手段を担い、被告端末とネットワークを介して通信することにより、本件発明の技術的意義を達成しうる

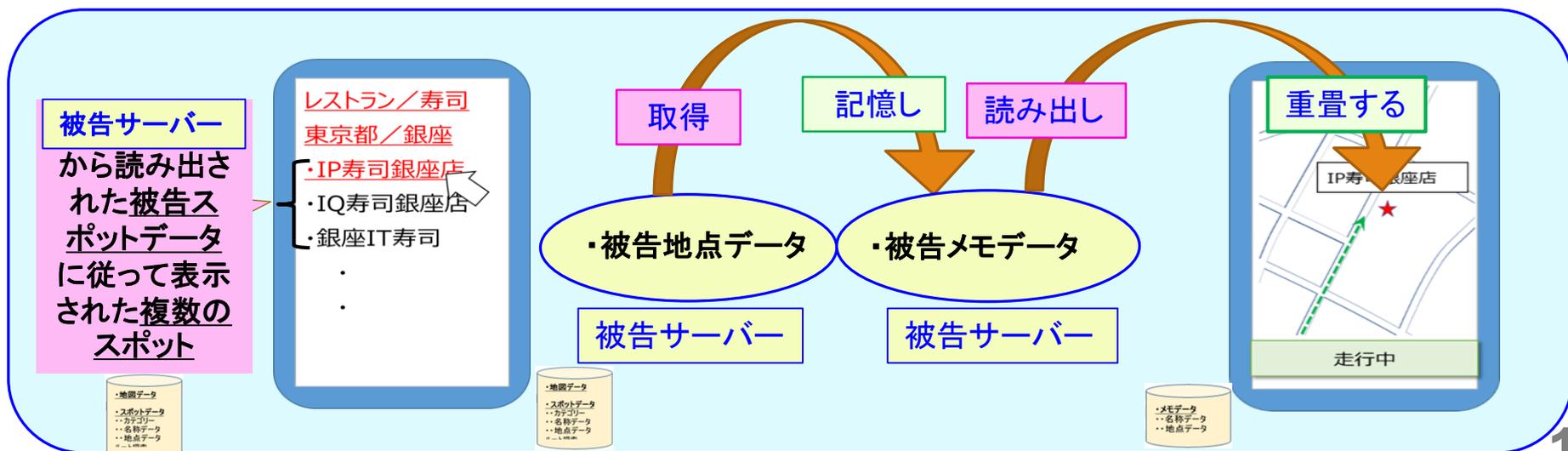
3. 構成要件B, Dの充足性 (原告の主張)

- (1) 本件発明の「第1記憶手段」は記憶媒体を特定しておらず、実施例のCD-ROMに限定されない。
- (2) 被告方法では、①被告サーバーが「被告スポットデータ」(=「被告名称データ」+「被告地点データ」)を保持し、「被告名称データ」により複数のスポットをディスプレイ画面に表示させ、②指示された1のスポットに対応する「被告地点データ」を被告サーバーから取得している。
- (3) よって、被告方法は、本件発明の構成要件B及びDを充足する。



4. 構成要件E, Fの充足性 (原告の主張)

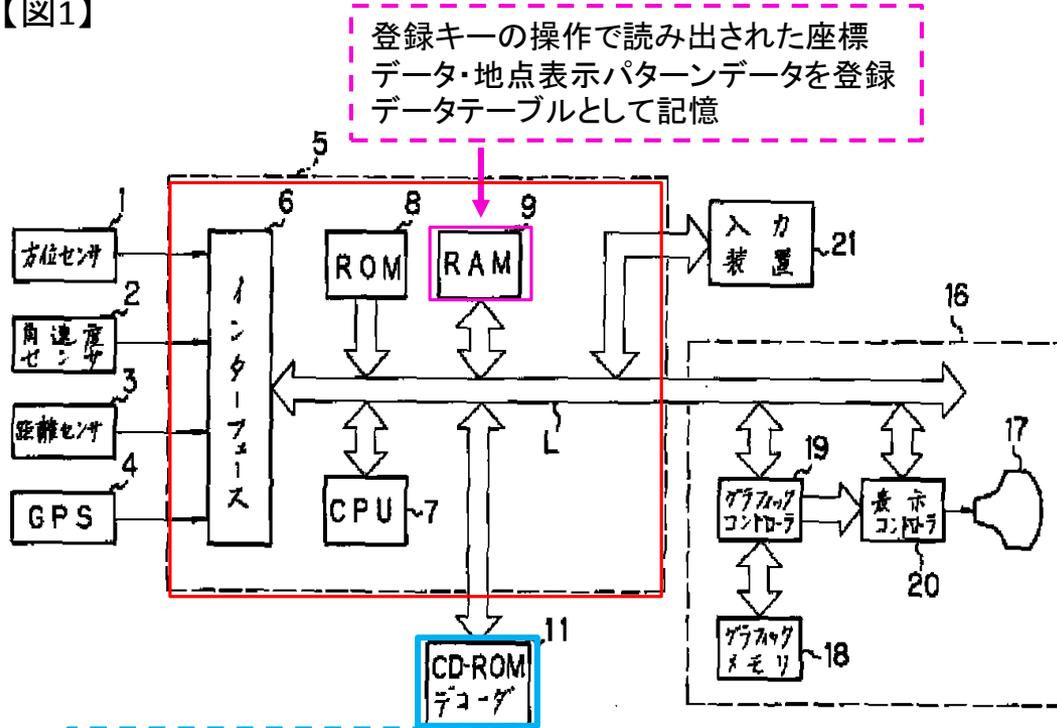
- (1) 被告方法では、①被告サーバーから取得した「被告地点データ」を「被告メモデータ」として「被告サーバー」に記憶し、②画面に地図が表示されているとき、「被告サーバー」から「被告メモデータ」を読み出して、その地点データが示す地図上の地点をアイコンにより地図に重畳して表示させている。
- (2) 本件発明の「第1記憶手段」と「第2記憶手段」は、それぞれクレームに規定された機能を果たす手段であればよい。
- (3) 「被告スポットデータ」と「被告メモデータ」は、被告サーバーにおいてそれぞれ別に記憶されており、被告サーバーは「第1記憶手段」「第2記憶手段」双方の機能を果たしている。
- (4) よって、被告方法は、構成要件E及びFを充足する。



(被告の主張)

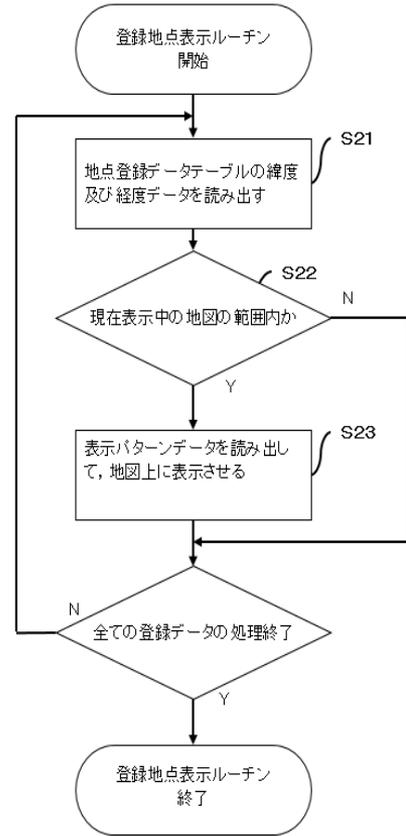
1. 本件明細書の開示

【図1】



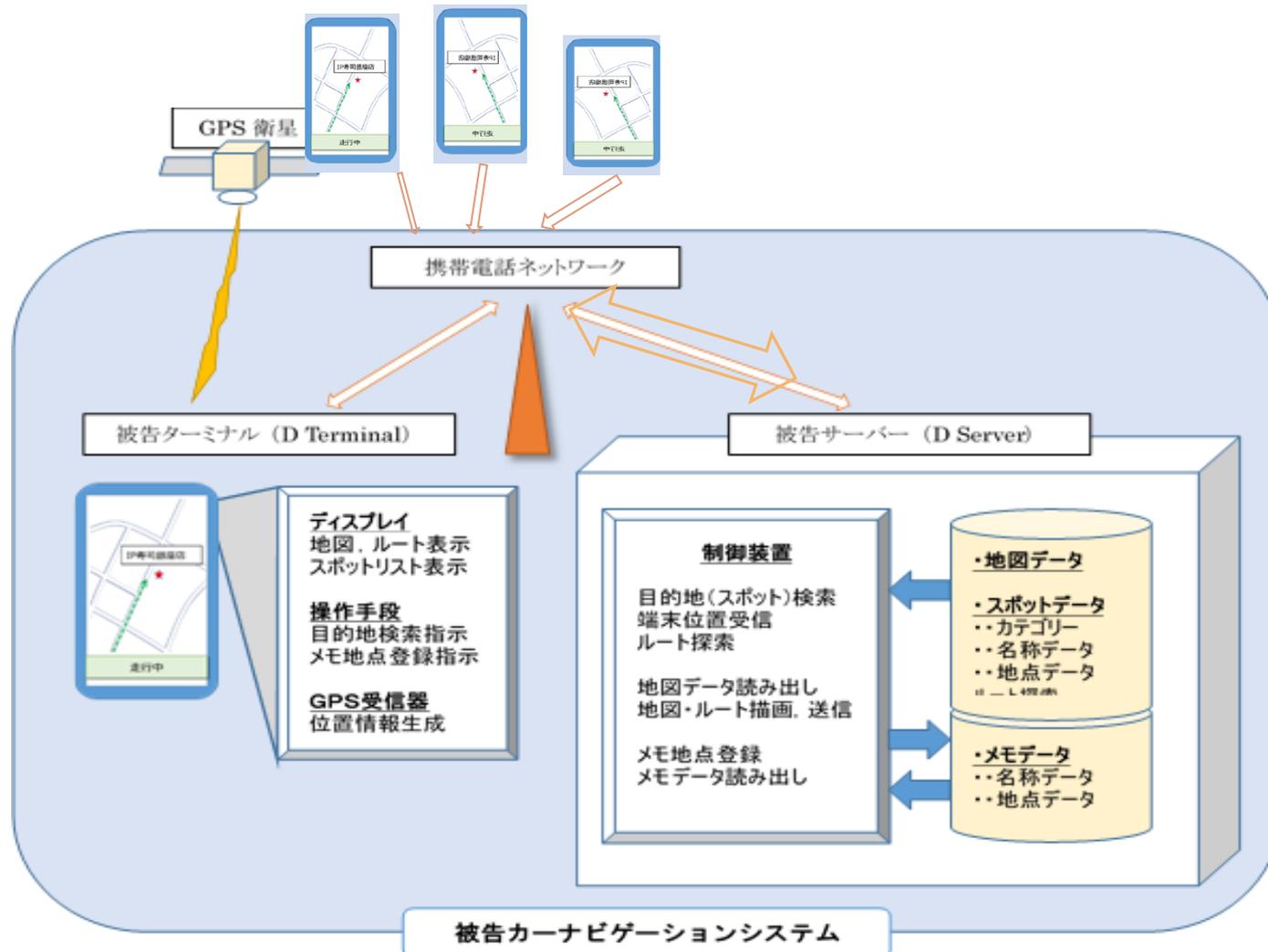
- 地図データ
- サービスリスト表示データ
- 詳細表示データ
- 座標データ
- 地点表示パターンデータ

【図4】



(被告の主張)

2. 被告方法



(被告の主張)

3. クレーム解釈

(1)「カーナビゲーションシステムの制御方法」(A,G)

・本件明細書の開示

・センサ、システムコントローラ、メモリなどがバスラインで接続された一体の装置 【図1】

・大容量の地図データ、施設データ等はCD-ROMに格納 【0010】

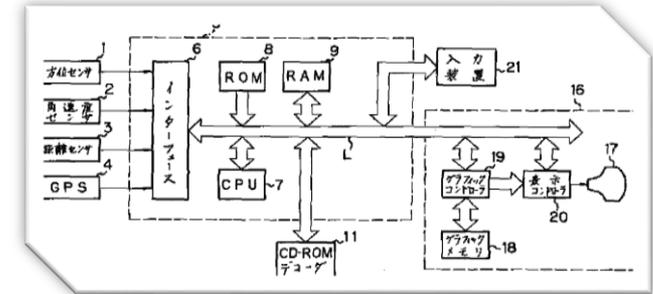
・施設が選択・指定されると、CD-ROMからその施設の座標データと表示パターンデータを読み出して、RAMに記憶 【0015】【図3】

・CPUが登録データの位置座標が表示中の地図の範囲内にあるか否かを判別、範囲内にある場合は表示された地図上に施設の表示パターン(マーク)を表示する 【0017】【図4】

・出願過程での意見書：「……車両に搭載され、車両用の大容量バッテリーからRAMへの常時の電源供給が可能であるからこそ、ユーザの登録データが保持され、ユーザの利便性を向上させる」

→「ナビゲーションシステム」は、車載の一体の機器として構成されたシステム。「制御方法」も車載の一体の装置を前提とした制御方法

(被告の主張)



3. クレーム解釈

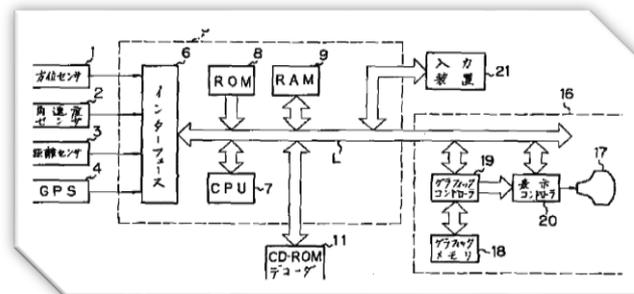
(2)「第1記憶手段」(B,D)

- ・クレーム： 「記憶手段」という抽象的な文言のみ
- ・明細書の開示：
 - ・バスを介してコントロールユニットに接続されるCD-ROM【図1】【0010】
 - ・「施設データ・・・は安価な記憶媒体(CD-ROM)に格納し、ユーザ登録データは書換えが可能なRAMに記憶することで、利便性の向上とコスト低減を両立することができる」【0015】
- ・他の開示はない

➡「第1記憶手段」は、車載の装置内にあるCD-ROMを想定

(被告の主張)

3. クレーム解釈 (3)「第2記憶手段」(E,F)

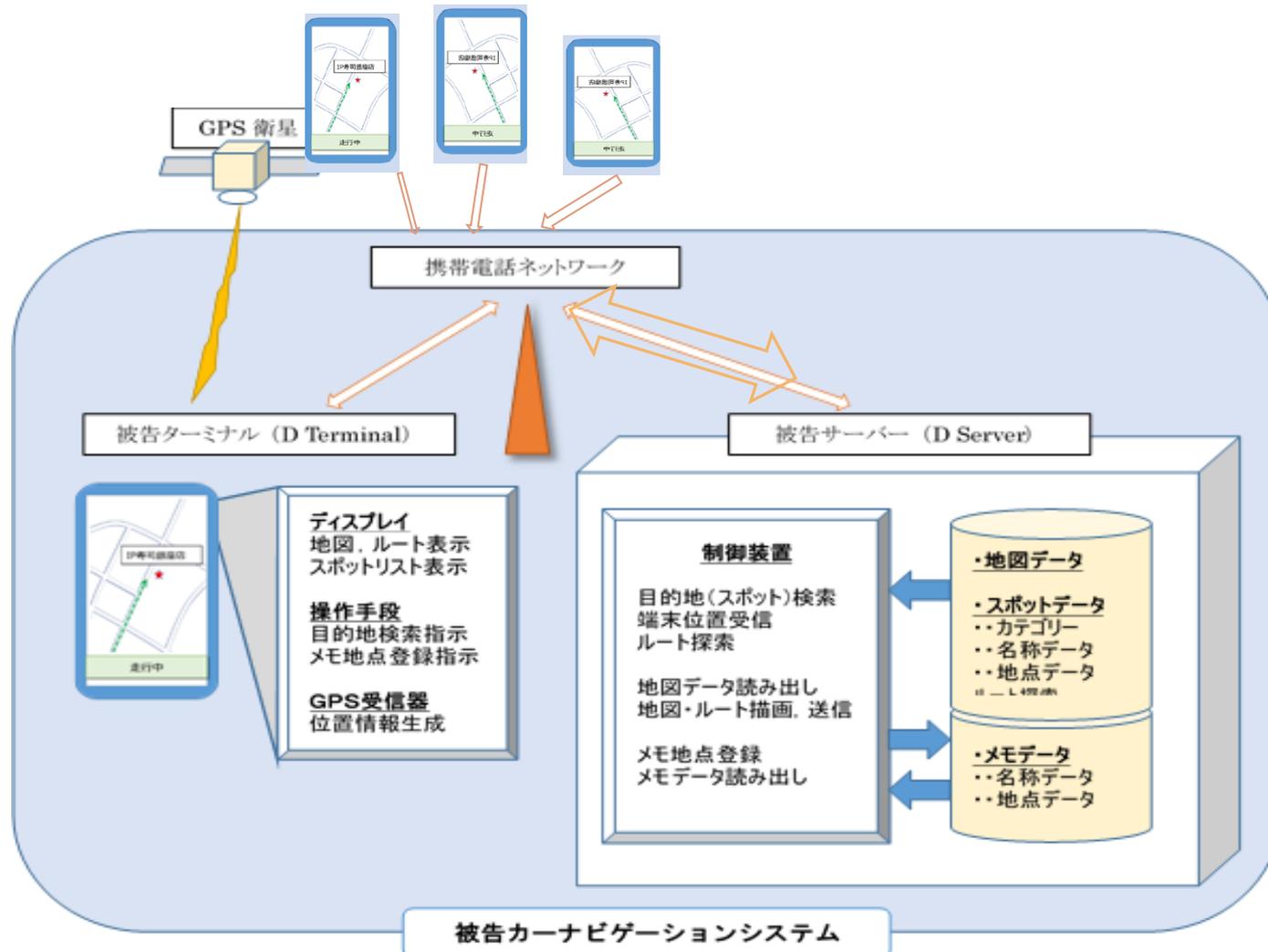


- ・クレーム： 文言上、二つの記憶手段を異なる語を用いて区別
- ・明細書の開示：
 - ・第1記憶手段はCD-ROM、第2記憶手段はRAM 【0009】
 - ・「施設データ・・・は安価な記憶媒体(CD-ROM)に格納し、ユーザ登録データは書換えが可能なRAMに記憶することで、利便性の向上とコスト低減を両立することができる」【0015】
 - ・他の開示はない

➡「第2記憶手段」は、「第1記憶手段」とは別の記憶媒体

(被告の主張)

2. 被告方法



(被告の主張)

4. 被告方法との対比・・・(結論)技術的範囲に属さない

(1)「カーナビゲーションシステムの制御方法」A,G 非充足

- ・被告方法は、車載の端末とサーバとが無線を介して通信するものであり、
一体の装置構成からなる車載のシステムではない
制御方法も一体の装置構成を前提としたシステムのものとは異なる

(2)「第1記憶手段」 B,D 非充足

- ・被告 サーバーは車両に搭載できる可搬の記憶媒体(ex. CD-ROM)ではない

(3)「第2記憶手段」 E,F 非充足

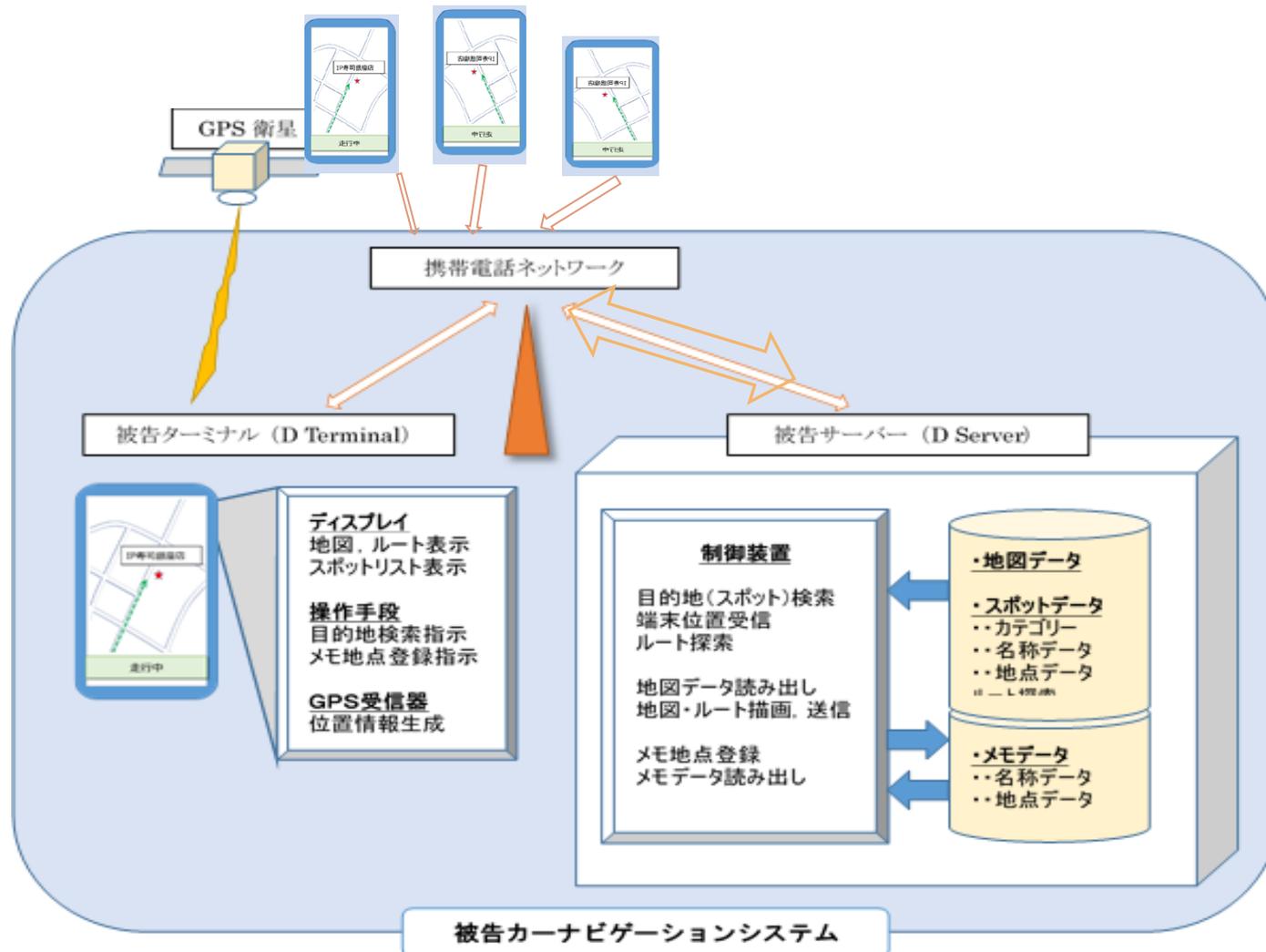
- ・被告メモデータも被告サーバーに記憶される⇒被告メモデータを記憶する被告サーバーと異なる記憶媒体は存在しない

質疑応答

- 本件意見書を提出した趣旨
- 実施例で別の記憶媒体を用いた理由
- 情報記憶媒体に関する出願当時の技術水準
- 被告システムと一体型の車載システムの相違点

(被告の主張)

2. 被告方法



質疑応答

- 本件意見書を提出した趣旨
- 実施例で別の記憶媒体を用いた理由
- 情報記憶媒体に関する出願当時の技術水準
- 被告システムと一体型の車載システムの相違点
- カーナビゲーションシステムのシステム構成に関する出願当時の技術常識
- 端末とサーバーを回線で接続するシステムが明細書に記載されていない理由
- 被告方法は明細書に記載された本件発明の効果を奏するか

SCENE 2 第3回口頭弁論期日～侵害論(最終段階)

裁判所による侵害論の心証開示と和解勧告



和解打ち切り, 損害論の審理へ

主文

1. 被告は、被告方法を使用してはならない。
2. 被告は、被告端末を製造し、貸し渡し、及び貸渡しの申出をしてはならない。
3. 被告は、被告端末及び被告プログラムが記録された媒体をいずれも廃棄せよ。
4. 被告は、原告に対し、10億円及びこれに対する2018年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
5. 訴訟費用は、被告の負担とする。
6. この判決は、第1項、第2項及び第4項に限り、仮に執行することができる。

理由：構成要件B, Dの充足

- 特許請求の範囲の記載

- ・ 「第1記憶手段」とは、「複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶」したものであり、そこから「表示データ」を「読み出して」「複数のサービス施設を表示画面に表示」させ、「表示された複数のサービス施設のうちの1のサービス施設」を「指定」すると「指定された1のサービス施設に対応する座標データ」をそこから「読み出す」と理解できる。

- ・ 「第1記憶手段」の具体的な構造や装置構成について規定した記載はない。

理由：構成要件B, Dの充足

● 明細書の記載

- ・ 本件発明の技術的意義は、「第1記憶手段」から「読み出された座標データ」を「ユーザー登録データとして」「第2記憶手段に記憶させる」ことによって、ユーザーがサービス施設の正確な位置を知らなくても、簡単な操作でユーザー登録することができるようにしたことにある。

- ・ 「第1記憶手段」の実施例としてCD-ROMの開示があるが、これに限定して解釈すべき根拠となる記載はない。

● 小括

- ・ 「第1記憶手段」は、実施例に記載されたCD-ROMに限定されない。

- ・ 被告方法では、被告サーバーが「第1記憶手段」の機能を果たすので、構成要件B, Dを充足。

理由：構成要件E, Fの充足

- 特許請求の範囲の記載

- 「第2記憶手段」とは、「第1記憶手段」から「読み出された座標データ」を「ユーザー登録データとして」記憶させ、「表示器表示画面に地図が表示されているとき」に、そこから「座標データ」を読み出すものであって、「第1記憶手段」とは別の記憶手段と理解できる。

- 明細書の記載

- 実施例として、「RAM」を用いるものが開示されているが、「本発明を実施するに好適なカーナビゲーションシステムの一実施例」に関するものであり、「第2記憶手段」を第1記憶手段と異なる媒体を用いるものに限定する記載はない。

- 本件発明の技術的意義からは、「第2記憶手段」は、ユーザー登録データを、第1記憶手段に記憶されている施設データと区別して記憶できるものであれば足り、第1記憶手段と異なる媒体を用いる必要はないと解される。

理由：構成要件E, Fの充足

● 小括

- ・ 被告方法では、被告スポットデータと被告メモデータとは、被告サーバー内で区別されて記憶されているものと認められるから、被告サーバーは、被告スポットデータを記憶する「第1記憶手段」の機能を備えるとともに、被告メモデータを記憶する「第2記憶手段」の機能も備える。
- ・ したがって、被告方法は、「第2記憶手段」を備えており、構成要件E, Fを充足。

理由：構成要件A, Gの充足

- 特許請求の範囲の記載

- 「カーナビゲーションシステム」が車両に搭載された一体の機器として構成されたものであるかについて規定した記載はない。

- 明細書の記載

- 「カーナビゲーションシステム」の実施例として、車載の一体の装置として構成されたものが開示されているが、「本発明を実施するに好適なカーナビゲーションシステムの一実施例」に関するものであり、「カーナビゲーションシステム」をかかると構成のものに限定する記載はない。

- 本件発明の技術的意義に照らすと、カーナビゲーションシステムが、車載の一体の装置として構成されたものに限定されると解すべき理由はない。

理由：構成要件A, Gの充足

- 意見書の記載

- 実施例として、システム全体が車両に搭載され、車両用バッテリーから常時電源供給により電源OFF時にもユーザー登録データを記憶保持し続けることができる構成があることを説明することにより、本件発明が、引用発明の歩行者用ナビゲーションシステムとは技術分野が違うことを主張したものと理解できる。

本件発明の技術的範囲を、カーナビゲーションシステムが車載の一体の装置として構成されたものに限定する趣旨とは解されない。

- 小括

- 被告方法のシステムも「カーナビゲーションシステム」に該当するので、構成要件A, Gを充足。

理由：法律の適用

- 被告方法の使用は本件特許権を侵害する。
- 被告端末は、専ら被告方法の使用に用いるものであり、これを業として、製造、貸渡し及び貸渡しの申出をする行為は、本件特許権を侵害するものとみなされる。(特許法101条4号)
- 被告方法の使用、被告端末の製造等の差止請求、被告端末及び被告サーバー用プログラムが記録された媒体の廃棄請求を認容(特許法100条1項、同条2項)
- 実施に対し受けるべき金額である10億円の損害賠償請求を認容(特許法102条3項)

ご清聴ありがとうございました